

## 結核の診断に至るまでの流れ

- 一般健康診断・じん肺など特殊健康診断
- 雇入れ時の健康診断 などの異常の指摘
- 有症状時の受診での指摘
- 接触者検診
- ← 入国後講習や日本語学校での結核発症など (最後に)

# 受診が速やかになされるか

- 受診しやすい環境づくり、有休がとれるか
- 衛生管理者・推進員の役割 健診結果や症状の把握と受診勧奨
- 良くある事例 保険証の発給が間に合わない 使い方行く先が判らない 他人の保険証の利用
- 入国後講習では、雇用契約がなく、社会保険や労災保険の対象から漏れる。監理団体が国民健康保険に加入させる。
- 制度の把握 外国人技能実習生総合保険（任意）などでの立替払い←入国前の発症は対象外
- 留学生は、原則国民健康保険（週20~28時間労働で51名以上の事業所？）

# 幾らかかかるか 発生届が出る迄 3割負担

- 最初に掛かるお金初診料 2 8 8 点と結果を聞きに行く再診料 7 4 点
- 胸部単純レントゲン 8 5 点
- 痰検査 抗酸菌分離培養 2 8 0 点 判断料 1 5 0 点 PCR 4 1 0 点
- ここまで 5 千円くらい
- QFT 5 9 4 点 判断料 1 4 4 点 追加で 2 千円くらい
  
- 培養陽性 同定 3 6 1 点 感受性 1 5 0 点
- 胸のCT 1 0 0 0 点
- 気管支鏡 2 5 0 0 点 肺胞洗浄 2 0 0 点

## 37条・37条2 公費負担

### ・排菌している肺結核・気管支結核 ← 入院勧告・全額公費

結核入院医療（法第37条）の公費負担範囲

- （1）診察、（2）薬剤または治療材料の支給、（3）医学的処置、手術およびその他の治療
- （4）居宅における療養上の管理およびその療養に伴う世話その他の看護
- （5）病院または診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護
- （6）移送 ※都道府県知事が必要と認めたもの

結核医療以外の医療が行われた場合、その医療が患者にとって緊急に必要であり、措置期間中に受療しない場合に、当該感染症の回復に悪影響があることが明らかな場合は公費負担の対象となる。

### ・排菌して無い肺結核・肺外結核 ← 自己負担5%

結核に直接関係ない医療は、自己負担（再診料・管理料・食事）



## お薬代<sub>限度額適用認定証</sub>

- 薬代 標準なら
  - 最初の2か月 一日175円
  - 後の4か月 一日100円
  
  - 耐性菌だと期間も長く半年
  - ベダキリンフマル酸塩  
22277.5円/錠 1日4錠
  - デラマニド  
5999.2円/錠 1日4錠
- 払い戻しの申請も大変

## 接触者検診

- 積極的疫学調査
- 寮での同室者や同僚・同級生
- 保健所で接触の3カ月後採血
- 試験管に入っている結核菌の抗原に白血球が反応して炎症ホルモンインターフェロンを出したら既感染（無料）
- 陽性者は病院に紹介して発症の有無を検討（通常の保険診療）
- 発症してなくても潜在性結核感染症として治療（5%自己負担）